

議案第 29 号

三宅町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町手数料徴収条例（平成 12 年 3 月三宅町条例第 24 号）の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 3 年 6 月 4 日 提出
三宅町長 森 田 浩 司

三宅町手数料徴収条例の一部を改正する条例

三宅町手数料徴収条例（平成12年3月三宅町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中第22号を削り、第23号から第28号を1号ずつ繰り上げる。

附 則
（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年9月1日から施行する。

三宅町手数料徴収条例の一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
(種類及び金額)	(種類及び金額)
第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。	第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。
(1)～(21) (略)	(1)～(21) (略)
(22) 固定資産に関する証明手数料 (略)	(22) 個人番号カード再交付手数料 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第7項の規定に基づき個人番号カードの再交付 1件につき 800円
(23) 公簿、公文書及び図書の閲覧手数料 (略)	(23) 固定資産に関する証明手数料 (略)
(24) 屋外広告物許可申請手数料 (略)	(24) 公簿、公文書及び図書の閲覧手数料 (略)
(25) 固定資産に関する地番参考図(航空写真図を含む)の写しの交付手数料 (略)	(25) 屋外広告物許可申請手数料 (略)
(26) 行政不服審査法に基づく交付手数料 (略)	(26) 固定資産に関する地番参考図(航空写真図を含む)の写しの交付手数料 (略)
(27) その他の証明手数料 (略)	(27) 行政不服審査法に基づく交付手数料 (略)
	(28) その他の証明手数料 (略)